

ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権施策推進計画（素案）パブリックコメント手続に寄せられた意見と市の対応方針

○募集期間 令和6年2月1日（木）から令和6年2月20日（火）まで（20日間）

地域協議会 小高区：令和6年1月23日（火）、原町区：令和6年1月25日（木）、鹿島区：令和6年1月26日（金）

○意見総数 4件（意見1件、質問3件）

番号	項目	意見等	回答	
			対応	市の考え方
1	第1章 計画の策定にあたって	（原町区地域協議会） 「3.人権に関する国内情勢」の中で、同和問題とありますが、まだ「部落」という表現が原町区内でも消えていません。この表現は差別用語だといわれているので、この辺りの指導もしっかりやってほしい。	ご意見	本市で使用されている「部落＝行政区の単位を示す部落の意味」と同和問題で取り上げられている「部落問題・部落差別＝身分制社会の下ではしばしば一定地域に居住することが義務付けられていたため、そういった地域の出身者に対する差別あるいはそれを基に発生する諸問題」については、「部落」の表記は一緒ではあるものの、使われ方、意味合いが異なります。 これらを含め、本計画（素案）の53ページ、「様々な人権問題」にも記載しているとおり、市では、同和問題に対する正しい知識の普及と理解を促進し、認識を高める教育や啓発活動の充実を図る必要があると考えており、同和問題に対する市内への周知啓発を図ってまいります。
2	第5章 個別の人権課題への対応	（原町区地域協議会） 「5.外国人に関する人権」で、SAKURAと外国人の方々を支援する体制はどのようになっているのか。また今後どのように連携をしていくのか。	ご質問	「外国人に関する人権」への取組については、本計画（素案）38・39ページに記載している主な取組を関係各課と調整しながら進め、また南相馬市多文化共生センターSAKURAとも外国人の方々への支援についてを協議し、周知や啓発など連携して進めて行く考えです。

3	第5章 個別の人権課題への対応	<p>(原町区地域協議会)</p> <p>主な取組に「子どもの貧困やヤングケアラー世帯の実態把握」とあるが、市では何課でどのような取組をしているのか。</p>	ご質問	<p>ヤングケアラーについては、こども家庭課が所管する要保護児童対策地域協議会等において、学校教育課等の関係各課と連携を取りながら、必要な情報の交換等を行っており、早期発見や適切な支援に努めています。</p>
4	第6章 計画の推進体制・進行管理	<p>(小高区地域協議会)</p> <p>「2.進行管理」に「目標などを明確に示す実施計画を別途作成し」とあるが、これはいつ作成するのか。また市民に公表をするのか。</p>	ご質問	<p>本計画(素案)55ページ、「2.進行管理」に記載している「実施計画」については、令和6年度前半に、担当課が保有する目標値や成果値を踏まえて作成し、担当課で自己判定をした上で、年度末に達成状況を確認します。達成状況は新たに設置する推進会議にお諮りし、進捗管理や改善に努めていく考えです。また、この評価結果等については、市ホームページにて、当該推進会議の会議資料等も含め、公表いたします。</p>